

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の改正案について

1. 背景

指定自動車整備事業の指定を受けた事業場（以下、指定工場という。）は、道路運送車両法令が定める基準に従った設備、技術及び管理組織を有することが求められており、また、事業の基礎が強固であり、健全な経営を行うことが求められるとともに、労働安全の確保や整備品質の確保はもとより、不正行為が無いよう、適切かつ公正に検査業務などを行うことが求められている。現在、大型車を扱う指定工場においては、最低でも合計5人の工員を必要としているところであるが、近年、整備作業の省力化に資する設備や機器（以下、省力化機器という。）の導入などが進み、作業環境が変化し、業務効率化が図られているところである。

このことを踏まえ、今般、労働安全の確保や整備品質の確保に支障を来すことが無いよう十分に配慮しつつ、指定自動車整備事業の指定に係る基準（指定自動車整備事業の指定の基準の基となる優良自動車整備事業者（2種整備工場）の認定に係る基準を含む。）の見直しを行うこととし、関係通達について所要の改正を行う。

2. 概要

（1）優良自動車整備事業者の認定及び指定自動車整備事業の指定に係る工員数要件の変更

- ① 大型車を扱う場合に保有する工員の数に次掲げる条件を満たす場合に限り4人以上へと変更することとします。
 - ・省力化機器を保有し、合理的な管理体制が適切に確保されていること
 - ・工員の処遇が適切に確保されている又は工員の質が確保されていること
- ② 省力化機器を以下のとおり定める。
 - ・電動クレーン
 - ・トランスミッション・ジャッキ等（トランスミッション・ジャッキ、プロペラシャフト・ジャッキ、トランスミッション・リフト等）
 - ・ホイールドーリー
 - ・増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和7年7月